

福祉サービス第三者評価
評価結果報告書
令和3年度

川崎市
川崎市生田保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	川崎市生田保育園
種別:	認可保育所
代表者氏名:	■■■■■
定員(利用人数):	95名(96名)
所在地:	〒214-0037 川崎市多摩区西生田3-15-10
TEL/FAX:	TEL:044-966-2502 FAX:044-966-2502
ホームページ:	https://www.city.kawasaki.jp/tama/page/0000127686.html
開設年月日:	1967年7月15日
経営法人・設置主体:	川崎市

職員数	常勤/非常勤	常勤:23名	非常勤(会計年度職員):17名
	専門職員(名称)	園長:1名	保育士:17名 看護師:1名 栄養士:1名 調理師:1名 用務員:2名

施設状況

保育室:7室	トイレ:5カ所
調理室:1室	事務室:1室
園庭:あり	(子育て支援スペースを併設)

③理念・基本方針

<p><保育理念> 「子どもの権利を保障し、未来を担う子どもたちの生きる力をはぐくむ」</p> <p><保育方針> ○一人一人の子どもの心を大切にしていく力 ○子どもを中心に、保育者と保護者が信頼を深め共感しあえる保育 ○地域とかかわりあって進める保育</p> <p><保育目標> 1.心もからだもすこやかな子ども 2.自分も周りの人も大切にできる子ども 3.豊かな感性を持ち、素直に表現できる子ども</p> <p>全ての子どもの最善の利益を考慮し、一人一人の存在こそが未来であることを認識し、専門性の向上に努めながら保育を行っています。子どもの権利を尊重し子どものありのままの姿を受容し、子どもが安心感、充実感、達成感を得てさらに好奇心や意欲を高めていけるよう、計画的に保育環境を整え構成しながら、主体的な生活・あそびを進める力の習得、なめらかな就学の接続を丁寧支援し、養護と教育が一体化した保育を提供し個別に対応しています。</p> <p>地域に開かれた公営保育所として、子どもを取り巻く社会情勢が大きく変化している今、行政専門職であることを自覚し、支援・連携事業、相談対応、情報発信を積極的に行い、近隣関係機関との連携やネットワークを強化しつつ、乳幼児の育児、保育等に関するその保護者を支える仕組みづくりを行いながら、公立保育所に求められる役割をアップデートし推進しようと努めています。</p>
--

④施設・事業所の特徴的な取組

川崎市公立園とし2年前に建て変わり、木造2階建てで地域親子や近隣保育施設等の相談支援事業を実施できるような支援スペースを併設したぬくもりある園舎となりました。玄関から明るく見通しの良い広いエントランスや2階廊下、クールダウンできる絵本の木コーナーや開放的な保育室を完備しています。数少ない0歳児からの給食調理直営園であり、公立園とし区で1園と定められたセンター園同様に近隣エリアの公民保育施設の連携や地域人材である子育て支援者の育成を担う、区に2園設置されているブランチ園の一つであります。

コロナ禍で社会情勢も大きく変わり、保育施設として、新たな視点を取り入れた保育を提供しつつ、自らの命も守る責務を果たしております。三密を回避した保育環境や保育方法の再考と実践、保護者支援や情報発信とICT化も踏まえ、新たな取り組みを職員間で検討を重ね、前向きにすすめています。職員の平均年齢は40歳を超え長い保育経験と豊富な知識を持つ職員がいること、20代から各年代の職員がバランスよく揃っていることより、時代に合わせた保育ニーズを常に考え、「主体的な保育」を実践できるよう保育方法や保護者支援について語る場を作りながら、公立保育所が培ってきた保育を着実に継承しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和3年9月24日

訪問調査日：令和4年2月1日

評価結果確定日：令和4年4月3日

受審回数(前回の時期)

2回(前回:2016年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 主体性を育む保育を実践しています

全体的な計画には保育士が行う援助事項として各年齢の発達を踏まえた「主体性を育む保育」を掲げています。「子どもが主体的に遊ぶ保育プロジェクト」チームを編成し、「主体的に遊ぶプロジェクト」をテーマに園内研修を行っています。月間の保育の振り返りで子どもの主体性について評価し、次月への取組に反映させています。主体的な生活・遊びを進める力の習得として、子ども自らの発想を展開させ、様々な体験ができる保育をしています。虫の飼育や植物栽培、行事への取り組みの中で子どもが自発的・自主的に取り組むことを援助しています。

2) 拠点としての地域子育て支援を行い地域貢献に取り組んでいます

園舎内に併設する「子育て支援スペースいくた」を活用して地域の子どもと保護者を支援しています。園は利用の受付を行い、必要に応じて相談などのサポートを行っています。園では年度ごとに地域子育て支援予定表を作り、園の行事と連動させるなど配慮して、地域支援活動を計画しています。園内や園外の施設を使い、月に2～6件の活動となっています。地域に向けて「いくた子育てにっこり通信」を配り、オンラインでの連続講座では、保育士をはじめ栄養士や看護師が専門知識を提供しています。民間保育園の運動会に園庭を使ってもらい、地域の子育てサークルへの人形劇遊具の貸し出し、園の職員による近隣施設への講師派遣など地域貢献をしています。多摩区と麻生区の区境に園があり、区を超えて地域みまもり支援センターなどと連携をとり地域を支援しています。

3) 自己評価により、質の向上に取り組んでいます

区の園長補佐連絡会に自園の補佐も参加しまとめた冊子「子どもの人権を尊重する保育のために大切にしたいこと（自己評価・チェックリスト付き）」は、日々子どもと向き合う中で人権を尊重する保育中の保育士の悩みや葛藤をもとにまとめた内容です。「子どもの想いを保障しよう、丁寧な言葉かけをしよう、わくわくじっくりと遊びたくなる環境作りをしよう」等のテーマのもとに具体的な取組内容が書かれています。これをもとに園では自分たちの保育について話し合い、理解を深めました。各自がこの冊子をもとに自己評価を行い、園全体の保育実践の自己評価につなげ、日常の保育の改善を図っています。

◇改善を求められる点

1) 専門知識や技術の全職員による習得

アレルギー疾患及び慢性疾患のある子どもについては、川崎市入所児童健康管理委員会に審査を依頼し、それらの審査意見をもとに家庭と連携しながら対応しています。食物アレルギー除去食については、献立表をもとに必要なに応じて保護者と面談しています。栄養士と担任保育士が情報を共有して、食事の提供を行っています。慢性疾患やアレルギー疾患等については最新情報を習得しなければならず、絶え間ない研修が必要です。今後は保育に関わる全職員が研修を受け、専門知識のもとで対応されることが期待されます。

2) 障害児研修の伝達研修による職員の技術向上

障害児の指導計画は個別に作成し、クラスの指導計画と合わせて作成しています。周りの子どもと一緒に行事や遊びに参加できるように、障害児がどのように関わられるか、取組や援助の方法、環境の整え方を工夫しています。インクルーシブ保育（障害のあるものもないものも共に保育する仕組み）を行い、共に成長できるようにしています。障害児研修参加者は学びを深め保育に生かしていますが、さらに学びたいと向上心の高い職員も多くおり、研修内容の周知を図っていく必要があると考えられます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名： 川崎市生田保育園

平成28年に第三者評価を受審しておりましたが、新しい評価基準ではじめて受審させていただきました。地域に根差した保育園とし生田保育園の保育を全職員で振り返り、「主体性を育む保育の実践」「地域の拠点とした支援を行う地域貢献への取組」「自己評価を活用した保育の質向上」について、高評価をいただきました。コロナ禍で職員の研修等専門知識のアップデートが十分ではなかったため、少人数でICTを活用しての方法を検討していきたいと思っております。
最後になりますが、保護者の皆様、ご尽力いただいた評価機関の皆様に心より感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
- ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

川崎市の保育理念にもとづき、園独自に保育方針、保育目標を明確にして、パンフレットや「園のしおり」などに掲載しています。冊子「生田保育園の保育」に保育理念と保育方針、保育目標を明記し、入園時面談や説明会で重要事項説明書とともに保護者に内容を説明しています。クラス目標や担任の思い、クラスのキャッチコピーもつけ、分かりやすい資料にして配布しています。川崎市立保育園共通の保育理念のもとに、多摩区のランチ園として地域に向けた活動なども明確にしています。新年度には職員全員で内容や周知状況を確認し、会議ごとに振り返っています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
- ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
 - イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
 - ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
 - エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

公立保育園であり地域性を考えて、川崎市の運営管理課や地域福祉活動推進計画などから、園を取り巻く状況把握や分析を行っています。川崎市では分析結果にもとづき、川崎市の基本計画を策定し、公立園の園長会等で共有しています。園では基本計画に沿い、多摩区のランチ園として地域の子育て事業や民間保育園との連携に取り組んでいます。

第三者評価結果

3	I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
---	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

公立園でもあり職員体制や設備の整備、職員体制、財務状況等の分析を川崎市が行い、課題を明確にして取り組んでいます。地域の課題や民間保育園との連携などについては園内の会議で伝え、職員全体で共有後に意見交換して改善に向け取り組んでいます。職員の世代交代の課題に取り組んでいますが、さらに具体的な活動にする必要性を感じています。予定された園舎の建て替えが完成し、ランチ園としての機能充実に取り組んでいます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しては、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
- イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

川崎市の「かわさき10年戦略」と川崎市保育基本計画「川崎市こども未来応援プラン」、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」により、中長期の方向性を示しています。園では川崎市の公立保育所運営指導方針や運営の手引きにもとづき、中長期的な保育園運営方針を明確にしています。方針では保育園運営の計画を示すと共に地域の親子を支援する計画を明示しています。

第三者評価結果

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

毎年年度初めに、中・長期計画にもとづいた園の運営方針や組織目標を基本とした事業計画を策定しています。園長や園長補佐、プロジェクトリーダーを中心に職員が意見を出し合い、職員全員が理解するように取り組んでいます。事業計画は前年度の事業計画の実施状況や達成状況を踏まえ、保育計画や地域の子育て支援および民間園連携人材育成の計画について具体的に策定しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
 - エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
 - オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は職員の意見も聞き取り、職員に係やプロジェクトを分担して具体的に策定しています。計画の実行や評価は乳幼児会議や、リーダー会議、全体会議で報告・確認して共有し、園長がまとめ、全体会議で周知しています。園以外に市の検討委員会や連絡会にも参加して検討を行い、その結果を職員会議などで職員に周知しています。計画を見直し、コロナ禍で実施が難しくなった計画には、ICTを取り入れた内容に変更して対処しています。コロナ禍により会議の時間が十分に取れず、計画の見直しは十分でないことを認識しています。年度末に職員は反省と、園への評価を提出し、明らかになった課題を再度話し合い検討しています。

第三者評価結果

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
---	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

例年開催の保育内容説明会は感染症対策を検討のうえで中止とし、資料により説明をしました。資料は全体の年齢発達が見通せるような説明、クラス発信は写真やエピソードを利用して分かりやすく配慮しています。アプリケーションを採用して既読確認もできるようにし、周知の徹底を図っています。クラスだよりや健康観察など多くの情報をアプリケーションで配信できるようになりましたが、保護者のICTへの理解促進が十分でない点もあります。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

- ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 イ 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
 ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

職員が参加して保育の質を話し合い、全体的な計画や指導計画に施策を掲載しています。プロジェクトを作り、区で作成したセルフチェックリストや自己評価などで保育の質を評価しています。自己評価を毎年行い、定期的に第三者評価を受審しています。指導計画を担当が日々振り返り、毎月指導計画の評価・反省を行って次月の計画策定に生かしています。主体的に遊ぶプロジェクトや保育ドキュメンテーションを使って職員の対話を促す取組で、保育の質の向上に努めています。職員が参加して取り組む姿勢により、職員の理解が進んでいます。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
 b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
 c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。

- ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

保育の質について毎年、職員個々に自己評価を行うとともに、園としての自己評価及びクラスやプロジェクトでの評価・見直しを行い、反省点や課題も明記して全体会議で職員に周知しています。課題は日々の振り返りやそれぞれの会議で検討しています。職員の意見により、広い廊下を生かした保育方法や遊具の改善も行っています。全体的な計画は前年度の反省をもとに素案を作り、職員全員で確認し、意見を取り入れて指導計画などに展開し、保育の質の向上に取り組んでいます。最近ではコロナ禍の改作のため見直しは複数回になっています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

- ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
- ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

川崎市の指導方針や保育指針をもとに、園長は「生田保育園運営方針」を策定し、年度職務分担表で園長自らの責務や職務内容を表明しています。園長の役割と責任を文書にして、4月の全体会議で職員全員に周知しています。職務分担表に園長補佐や主任などの職務内容や担当を示すことで、管理者や互いの役割が明確になり、職員の理解につながっています。園長不在時における権限は委任順位を決め、指示系統も明確にしています。

第三者評価結果

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

- ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は川崎市の研修に参加し、川崎市定例園長会や多摩区施設長連絡会などで、法令遵守について理解を深め、運営を行っています。「職員サービスハンドブック」を使用し、新入職員は読み合わせを行い、職員はeラーニングによる研修で学んでいます。年に2回（正職員は4回）サービスチェックシートによる自己点検を実施しています。環境へのSDGsなどについても会議で確認し、園でできることに取り組んでいます。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育の質の向上のために、職員が自己発揮できるようにしています。担当やプロジェクトなどの体制により、職員が主体的に取り組めるように運営方法や人材育成などで指導しています。正規職員だけでなく会計年度職員も含め、経験年数や得意分野の違いを超えてお互いに学び合う体制を作っています。職員の活動には園長も参加して、担当する職員と違った視点での評価やアドバイスにより指導しています。

第三者評価結果

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

- ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は職員の業務の現状を分析し、業務量や人員配置を検討しています。業務分担も整理して自己発揮やキャリアパスを配慮しています。休暇を取った際にはお互いに負担のないように配慮し、有給取得率を改善しています。これまで園長補佐が行っていたシフト表作成を現場の職員が作り、働きやすいように配慮しています。職員は年ごとにテーマを決め、担当やプロジェクトのチームごとにテーマに沿った学習を行っています。全員が組織的な取組を始めており、今後に期待されます。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

- ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

園の人材確保、育成等については川崎市が基本的な方針を立てて明示しています。園の子どもの数や障がい児加配など、定められた配置基準に従って必要な人材が計画され配置されています。毎年2月に市に必要な人材の要望を提出して人材確保を行い、会計年度職員は園で調整しています。園は発達相談支援コーディネーター研修を受講した5人の職員を配置し、地域療育センターや子ども家庭センターに勤務経験のある職員や看護師などいるものの、さらなる強化が必要と考えています。

第三者評価結果

15

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

川崎市の「人材育成計画・求められる像」には職員としてあるべき姿が、「川崎市保育の質ガイドブック」には保育士や栄養士などのあるべき姿が明示されています。職員の異動や昇格などの基準やキャリアパスが描けるような資料を配布し、説明して周知しています。人事管理は川崎市の人事評価制度にもとづき、園長が年に3回(年度初め・中間・年度末)職員との面談で貢献度や課題等の確認をしています。川崎市の職員として、将来の自分の姿を描くことができる仕組みができています。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
- ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
 - イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
 - ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
 - エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
 - オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
 - カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
 - キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
 - ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は時間外労働、有給の取得等も含め就業状況を把握し、意向を聞いて職員が働きやすいように配慮しています。職員は産業医の職場巡視や相談の仕組みがある上、別途ストレスチェックや相談に応じる体制があります。園内に働き方改革の担当を設けて、日常の業務やワークライフバランスについて検討し、改善策を提案・実行しています。園長は実施されている会議内容を精査し、感情にとられない話し合い、勤務時間内での会議実施などに配慮しています。職員の意向に配慮しての職場づくりは、職員アンケート調査からも評価につながっています。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
 b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
 c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
 イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
 ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
 エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
 オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

川崎市の人材育成計画に求められる能力が明示され、それにもとづき職員が個人の目標を立てています。目標は「標題・水準・手段・役割・難易度」等の内容を具体的に設定し、園長との面談で方向性や達成状況の確認をしています。面談は定められた年2回、及び園独自で追加するとともに、会計年度職員に対しても園長が面談を行い、個々の目標管理を行っています。目標を設定し、その内容や達成状況を確認しています。園内に指導者研修を受講した育成担当3名を配置して、職員の意向を聞き、OJTも含めた人材育成を行っています。

第三者評価結果

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
 b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
 c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。
 ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

川崎市の人材育成研修計画において求められる職員像が明示されており、その達成に向けた職種別階層別研修などの研修が計画されています。園では研修年間計画・実施表を作成し、研修や個人ごとに管理しています。研修は職種階層別の研修の他に、発達支援や子どもの権利などの課題別研修を計画しています。研修受講実績を、研修年間計画・実施表で研修報告までを含めて管理しています。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
 b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
 c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

職員個々の知識や、技術水準・専門資格をキャリアシートなどで把握しています。園内での研修担当やOJT担当の支援により、研修計画や階層別人材育成シートに基づく人材育成に取り組んでいます。園内に研修担当を設け、職員が主体的に希望し受講しやすいように支援して、育成につながるよう取り組んでいます。今年度からICTを利用したズーム研修も取り入れ、短時間で受講しやすいようにして受講率と業務改善の効果を上げています。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- エ 指導者に対する研修を実施している。
- オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

川崎市「実習生受け入れマニュアル」や「多摩区公営保育所実習生受け入れマニュアル」をもとに園でマニュアルを作成し、実習生を受け入れています。実習生受け入れにあたり、慣れないズームでの実習場面では、困惑する学生のメンタル面にも配慮しつつ、やりがいのある保育の意義などを伝えていきます。学校との情報交換も行い、実習担当者による実習生への助言・指導・反省・評価を行っています。実習生受け入れにより未来の保育士の育成を目指していますが、コロナ渦での対応のため十分に出来なかった反省があります。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。	b
----	--------------------------------------	----------

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

川崎市と多摩区のホームページや子育てアプリなどで園に関する情報を公開しています。園の紹介、保育方針、保育目標、園だより、子育て支援事業の内容、苦情・相談対応について、また、体制、第三者評価の受審結果などを知らせています。いろいろな手段を使い多くの情報を公開しています。地域に向けて紙媒体を使い、園の概要や地域支援、民間連携便りを定期的に配布しています。

第三者評価結果

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

川崎市の規定に則り、園長は透明性があり風通しの良い園運営に努めています。川崎市のサービス規準に従って運営し、全職員はリストによるサービスチェックを年2回実施しています。定期的に内部監査・外部監査が実施されています。5月に行われた川崎市保育指導監査での指摘指導はありませんでした。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
 オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

園の保育方針に地域とのかかわりを明示して、関係資料に掲載しています。園見学や保育説明会などで地域支援や幼保小連携について保護者に説明しています。施設内にある「子育て支援スペースいくた」を活用し仲間づくりや相談できる居場所になっています。コロナ禍で交流が減る中で、子どもが地域と交流ができる機会を増やす工夫を検討できてはいます。今後直ぐに実施できる準備は整えています。

第三者評価結果

24

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

b

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
 b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
 c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
 イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
 ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
 エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
 オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

コロナ禍での配慮を行い、中高生の職場体験学習、高校生・大学生のインターンシップなどの活動を継続しています。ボランティアなどの受け入れは「事前説明マニュアル」を使い、感染症対策の「健康観察表」を提出してもらっています。シルバー人材センターからの受け入れも行っていますが、受け入れに対する基本姿勢を明文化しておらず、文書化してマニュアルなどへの掲載が期待されます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

- ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

園舎を建て替える際、関係機関にアピールし、連携をとれるように連絡を取っています。多摩区役所の関係機関や療育相談センター、地域の医療機関などのリストや資料を作り、職員に周知しています。園舎や、園庭、支援スペース、教材などの貸し出し用品のリストも備えています。園のしおりや多摩区地域子育て情報BOOKにも子育て支援事業について掲載しています。多摩区と麻生区の区境に園があり、それぞれの区の地域見守りセンターや児童相談所などと連携をとっています。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

地域教育会議、子育て支援事業連絡会や地域見守り支援センター会議などに参加して情報交換とニーズ把握を行ってきましたが、コロナ渦の対応で開催を控えています。12月よりズームによる苦情解決第三者委員会を開催し、今後はニーズ把握にもICTなどを役立てたいと進めています。民生委員や区の保育総合支援担当、多摩区のセンター保育園と連携して地域のニーズ把握に努めています。

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

- ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
- オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

園舎の改築に伴い、入り口の異なった「子育て支援スペースいくた」を併設しています。直接に保育園が運営する施設ではありませんが、現在は常勤の職員がいないため、受付やその他のサポートを園が行い、地域の子どもや保護者の支援を行っています。園からは子育て連続講座をZoomで提供(3回)し、また、毎月複数回、園内外の設備を使って地域子育て支援事業を計画し、実施しています。園庭を使って民間の保育園が運動会を開催し、子育てサークルが人形劇遊具を使うなどと共に、近隣施設へ職員による講師派遣を行い、地域貢献をしています。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

- ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

保育方針を「一人一人の子どもを大切にしていける保育」と定め、子どもを尊重した保育を行うことを明示しています。子どもの人権について区の園長補佐連絡会でまとめた冊子「子どもの人権を尊重する保育のために私たちが大切にしたいこと」では、具体的な子どもへの接し方が集約されています。それをもとに子どもの人権について話し合い、共通理解のもとに全職員が子どもの育つ力、思い、主体性、言葉かけ、環境づくりなど保育に反映させています。保護者には懇談会等で子どもの気持ちの尊重など人権について伝え、理解を深めています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

上記の子どもの人権を大切にする冊子では、一人ひとりのプライバシーを大切に、羞恥心につながる言動に配慮することを挙げています。例えば、「嫌がることを聞いていないかな、パーソナルスペースを意識しているかな、あだ名をつけたり、呼び捨てにしていないかな、等」があります。子どものプライバシーとは何かを常に考え、おむつ替えや身体測定時にはカーテンや衝立を設定したり、年長児は男女別で着替えを行っています。子どもが一人になりたい時には絵本コーナーを利用しています。保護者の相談は相談室や空き部屋で行っています。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
----	--	---

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
 b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
 c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
 エ 見学等の希望に対応している。
 オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

保育所の情報はリーフレットと川崎市のホームページで提供しています。リーフレットは区役所や子ども文化センター、子育て支援スペース生田に配架しています。リーフレットには園舎や子育て支援スペースの様子、園の見取り図が描かれ、保育目標、方針、一日の流れ、行事等を分かりやすく伝えています。ホームページでは園の概要、施設概要、運営内容を明示しています。新型コロナウイルスで見学ができない時はパワーポイントで見学者に園内の様子を可視化して説明しています。質問に応じ離乳食や延長保育、感染症対策等について説明しています。

第三者評価結果

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

- ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園や保育内容の変更の際は園のしおり、重要事項説明書等を用いて園の基本ルール、延長保育や保育料、生活時間等の説明を行っています。個人情報取り扱いについて緊急時には医療機関へ必要な情報提供するなど利用目的を説明し、同意を得ています。保護者が記載する所定の書面にもとづき、食事や排せつ、睡眠状況等、子どもや家庭の状況を把握し、保護者の希望を聞いています。慣らし保育の日程を決め、保育に係る必要事項を互いに確認しています。配慮が必要な子どもの保護者へは栄養士や看護師が面談し、状況を把握、記録しています。

第三者評価結果

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

保育所等の変更については、保護者の了解のもとに所定の引き継ぎ文書を用いて担任及び園長が変更先のこども園等と保育の継続性に配慮した対応をしています。また、転園先からの連絡を受け、情報交換や、その後の様子の報告を受けています。年長児は就学先の小学校に保育要録を送付しています。学校側には個別の情報を提供し学校生活がスムーズに送れるよう配慮しています。転園や卒園後も保護者に対して相談ができることを伝え、相談方法や担当職員について説明し、記載した文書を渡しています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

- ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
 イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
 エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

日々の保育の中で子どもの表情や行動からその子の気持ちを受け取り、心が満たされるような保育をしています。また、夏祭りや運動会など行事を企画する中で、子どもが考えを出し合う機会を作り、思いや意見を述べやすい雰囲気を作っています。保護者とは日々の送迎時、個別面談、保育参観、年2回実施の懇談会で要望や意見を聞く機会を設けています。また、運動会や発表会など各行事ごとの感想や保護者アンケートから満足度や要望を捉えています。把握した結果を分析し、検討して保育サービスの質の向上に努めています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員2名を選任し、重要事項説明書等に連絡先を載せ、保護者に説明しています。「保育園における苦情解決の流れ」を玄関フロア壁に掲示し、意見箱を設置しています。出された意見・苦情については会議で検討して改善に向けて取り組んでいます。川崎市保育園苦情解決要綱、苦情申出受付書、苦情等解決記録等が整理されており、解決を図った記録を適切に保管しています。保護者から防犯カメラの設置について意見があった際には、対応策を検討し、申し出者に配慮したうえで園だよりや写真を掲示、公表しています。

第三者評価結果

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

- ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

- ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

送迎時での会話や日々の連絡帳を通して相談や意見を交換しやすい場があります。子どもや保護者が相談しやすい相手を選び、気軽に話せるように、保育記録や写真掲示を活用して挨拶とともにさりげなく声をかけたり、お便りなどで周知に努めています。園長はじめ全職員が子どもや保護者と話しやすい関係づくりに努め、小さなことでも分かりやすく丁寧に伝えています。個人面談、懇談会、保護者参観、アンケートなどで保護者が相談や意見を述べる機会は多数用意されています。相談は支援スペースや空き教室を活用しています。

第三者評価結果

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
 b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
 c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
 イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
 ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
 エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
 オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
 カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

年度初めの保育説明会が紙面による開催となり、相談対応の仕組みについて園だよりや発達コーディネーターだより、クラスだよりで保護者に伝えています。一部の保護者からは対応について要望も出ています。相談には速やかに対応し、職員間で相談内容を検討・共有し、保育の質の向上に生かしています。また、検討結果を「個人面談記録」や「保護者支援と健康に関する経過記録」に記載し管理しています。保護者の意見や言葉が職員の励みになったり、次の活動へ生かすことにつながったり、リスク対応への取組になったりしています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

- ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

- ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

危機管理プロジェクト担当7名による会議を毎月開催し、園の立地周辺状況や危機管理に関わる課題を整理して検討しています。事故発生時の対応と安全確保については「危機管理マニュアル」にもとづき、責任、手順等を職員に周知しています。市内で発生した保育事故事例やガイドライン等の情報を職員間で共有して発生要因を分析し、園での予防策を検討しています。日々のヒヤリハットを記録し、会議で議題に取り上げ、全職員で検討して生活動線を見直すなど改善につなげています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

- ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症対策については看護師を担当者として予防策、発生時緊急時の子どもと保護者への対応、職員相互の安全確保について、体制を整備して取り組んでいます。感染予防対策として、検温や手指消毒をはじめ、換気、消毒時間帯を決めて次亜塩素酸による拭き掃除等を実施しています。また、食中毒マニュアル、嘔吐処理マニュアル、嘔吐物処理セットを備えています。マニュアルや様式については定期的に見直しを行い、保護者へは感染症に関わる課題を多方面から確認して情報提供しています。

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている
 b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

- ア 災害時の対応体制が決められている。
 イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

園敷地の一部が土砂災害区域となっており危機管理プロジェクトを立ち上げ、避難訓練の方法や備蓄品置き場の見直し、マニュアルの更新を行い、災害や防犯等に備えています。また、避難経路図、震災発生から時間別対応表、地震・火災時の職員対応、風水害の対応など、必要な対応策を講じています。防災訓練計画表、自衛消防隊を編成し、毎月避難訓練や不審者対応訓練に取り組んでいます。警察署生活安全課署員による防犯や不審者への対応等について安全確保の講和を聞き、必要な対策をより強化していくことを確認しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

a

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
 b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
 c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

川崎市が策定している各種マニュアルをもとに、園の標準的な方法を生田保育園「保育運営マニュアル」で明確にして職員に周知しています。マニュアルは、保育に関する確認事項など、日々の保育で必要な内容や各種個別マニュアルとも連携しています。毎月の乳児・幼児会議やリーダー会議などでは、各クラスの反省を通じて標準的な実施方法に沿って保育が行われているか検証しています。画一的にではなく柔軟に保育を行い、子ども一人ひとりに応じた保育ができるよう、職員のスキルアップに努めています。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない
- ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

園長や園長補佐、主任等は、保育の標準的な実施方法の検証、見直しを行っています。また、保育士の自己評価の結果や、保護者からの意見などを参考に、職員全員で考え、意見を出して確認しています。毎月の乳児・幼児会議、全体会議や毎月のクラス反省、4半期ごとの年間計画振り返りの際に、評価、見直しを行う仕組みができています。職員からの意見のほかに保護者からの日々の送迎時の申し出、意見箱、個人面談などから得た意見・提案も考慮し、必要に応じて標準的な実施方法に反映しています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42

Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

a

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。

- オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

川崎市書式の児童票や看護師による確認票などで、子どもや保護者に関する情報を把握しています。入園時に保護者から家庭の状況、子どもの発達状況やアレルギー対応などに関して、栄養士・看護師を含めた個人面談を行い確認しています。指導計画には必要に応じて、川崎市の発達相談員、地域の療育センターなど専門機関の職員の助言なども反映しています。保育所保育指針をもとに全体的な計画、年間指導計画を作成し、月間指導計画に反映しています。指導計画は、乳児・幼児会議、全体会議で評価、反省を行い、次月に生かしています。支援が難しいケースでは、外部の専門機関に相談し、発達相談支援コーディネーターとも連携しています。

第三者評価結果

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している
 - b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
 - c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
- ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画の評価や見直し手順については川崎市の定めに沿って行い、課題を抽出して次の指導計画作成に生かしています。計画は保育ドキュメンテーションを活用し、主体的な保育、育てほしい10の姿の実践を定期的に検証しています。多角的な視点で考えられるようにフロアリーダーやフリーの保育士も評価に加わっています。園は多様なケースの子どもを受け入れていることを自覚して、指導計画を緊急に変更する手順を決め、職員や保護者からの意見や提案を反映する仕組みを作っています。指導計画変更後には乳児・幼児会議、全体会議などの場で、職員が情報を共有して保育にあたっています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
 b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
 c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

記録は川崎市や園での統一様式で行っています。文書を簡潔に記載することにより業務改善に取り組んでいます。データの管理方法や周知の仕方を職員間で確認し、記録を中心とした業務が効率よく進むように努めています。各記録の書き方については会議などで確認し、職員間で書き方に差異が生じないようにしています。会議の種類や時期を定め、園全体で定期的に情報共有をしています。紙情報のファイルや共有サーバーによるICT活用などを進めています。整理と共有化に課題を認識しています。

第三者評価結果

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
 b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
 c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

子どもなどの個人情報の記録や取り扱いについては、川崎市の保存文書規定の「公文書簿冊表」にて廃棄基準などを定めています。職員は入職時に誓約書を提出し、「個人情報の取り扱い」によって適正な対応を行っています。記録管理の責任者は園長です。年に一回サービスチェックを行い、個人情報について再確認しています。保護者に対しては、入園時の説明会や年度初めの懇談会で説明しています。保護者に重要事項に記載されている個人情報保護に関する取組を説明し、同意を得て署名捺印をもらっています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
----	--	----------

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

- ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
- イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

保育所保育指針、川崎市で統一された保育理念に基づき、園目標「心も体もすこやかな子ども、自分も周りの人も大切にできる子ども、豊かな感性を持ち、素直に表現できる子ども」に基づき作成しています。全体的な計画は、各年齢の子どもの状況や発達に応じた保育目標を立て、養護と教育について立案しています。また、健康管理、食育、安全管理、主な行事、地域の子育て支援、民間保育園・人材育成等、区のランチ園としても様々な取組を計画に載せています。保育士、看護師、栄養士、用務員など多くの職員の視点を取り入れて計画に反映しています。年度初めに全職員で再確認し、年度の保育の基本及び園全体の保育を俯瞰した計画として運用しています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
----	---	----------

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

- ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

2年前に新園舎に建て替わり、木造2階建てL字型で広くゆったりとしています。木のぬくもりを生かして子どもが心地よく過ごせるよう、環境プロジェクトチームを立ち上げて環境整備に努めています。園舎は採光が十分に届き、コロナ禍ということもあり温度、湿度、換気に務め、消毒、清掃等衛生管理を徹底しています。環境プロジェクトにより家具や遊具は子どもが見渡せるよう死角を防いだ配置にし、災害時の安全に配慮して滑り止め等で固定しています。道路に面する柵が低いと職員も認識しており、防犯対策を検討しています。また、子どもの発達や姿に応じて職員が手作り玩具や衝立などを製作しています。絵本を読むコーナーには子どもが一人で落ち着いて過ごせる場所があります。各保育室は食事コーナーと睡眠をとる空間を衝立等で仕切り、落ち着いて過ごせる生活空間となっています。トイレや手洗い場は利用しやすく安全・清潔に管理されています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

児童票や健康記録票、面談による生活記録、観察による診断記録などの記録類、また日常の保育から子どもの成長や発達過程、家庭環境を捉え、一人ひとりの子どもの特徴や個人差を把握しています。乳児ではしぐさや表情から、幼児では子どもの言葉や行動から、自分を表現することが未熟な子どもの気持ちを読み取っています。子どもが素直に表現できるよう一人ひとりの子どもの気持ちの受容に努めていますが、保育士の人数や部屋の数など制限もあり、十分には子どもの思いに沿えないことがあります。その場合でも楽しいと思える遊びを提供することにより気持ちの切り替えや受容につながると考えて保育を行っています。職員は年2回以上の討議の場を持ち、「子どもの気持ちに寄り添う保育」について共有化を図り、保育に反映できるよう努めています。

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもの主体性を大切にし、自分でやろうとする意欲を育みながら基本的な生活習慣の習得に向けた援助を行っています。トイレトレーニングなど生活習慣の習得は、子どもの発達状況や家庭との連携で乳児期から卒園までを見据えて進めています。ズボンをはけるように腰掛ける場所を作ったり、着脱のしやすい服装を保護者に用意してもらうなど環境を整えています。本人の主体性を促すために具体的に保育士がやって見せたり、理由を説明しています。乳児期は特に個人差が大きいため、少人数のグループに分け、一人ひとりの子どもの活動状態を見極めながら、食事や午睡時間に配慮しています。また、休息と活動のバランスが取れるように年齢や集団に応じた活動を設定しています。保育士が行う日常的な援助の他にも保育士、看護師、栄養士の3職種連携した保健指導や食育を年齢に応じて実施しています。

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。

- キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

「子どもが主体的に遊ぶ保育プロジェクト」チームを編成し、「主体的に遊べるプロジェクト」をテーマに園内研修を行っています。また、「主体的」をキーワードにした月間の保育の振り返り、実践へとPDCAを回し、積極的に取り組んでいます。指導計画に基づき、また、子どもからの発想や姿により保育を展開し、様々な経験ができる保育をしています。虫の飼育や植物栽培、行事への取組の中で子どもが自発的・自主的に取り組むことを援助しています。現在コロナ禍でもあり、地域の人との交流は減少していますが、お手紙交換など他園との交流を通して人間関係を育んでいます。散歩では地域の人と出会い、挨拶を交わしたり、交通に注意して道路を渡ったり、公園では他園との交流を楽しむなど社会のルールを学んでいます。表現活動では、歌の会、リズム活動、荒馬踊り、太鼓、木琴などの楽器演奏、制作活動等、様々な活動ができるよう援助しています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
- イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
- ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
- エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
- オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
- カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

連絡帳や送迎時の会話等を通して保護者と密に連絡を取り、一人ひとりの発達や生活リズム、体調に配慮した保育を行っています。午前や夕方の睡眠がとれるようにしたり、ゆっくり歩いたり、ハイハイしたり保育の内容を工夫し、1日を通して生活と遊びのバランスを考えた保育を行っています。担任以外にも補助に入る保育者を固定し、表情やしぐさを観察しながら丁寧に関わり、愛着関係を築けるようにしています。感触を楽しめたり、音のする玩具等、五感の発達を促すような様々な手作りおもちゃを保育士が製作しています。感染症に配慮し、玩具の衛生面での管理を徹底させています。子育てが初めての保護者が多いこともあり、子どもの発達や子育てに対する不安な気持ちに寄り添い、子どもの成長への見通しを持つことを伝えています。子育ての楽しさや子どもの成長を喜び合える関係を保護者とともに築いていきたいと考えています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
- イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
- ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
- エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
- オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
- カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
- キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1～3歳児では基本的な生活習慣、話し言葉、知的興味や関心、自我の育ちが始まります。一人ひとりの発達に配慮し、少人数のグループに分けて着替えや入室などの生活場面で丁寧に関われるよう配慮しています。友達との集団のかかわりを楽しむ場面では、気持ちのぶつかり合いの起きやすい場面もあり、保育者が仲立ちして見守るなど保育を工夫しています。広い廊下も遊びや生活の空間として活用できるように間仕切りを活用したり、遊具を設定するなどして環境を整えています。危険なことがわからない年齢でもあり、テーブルや高いところに登りたい気持ちを受け止めて探索活動が行えるよう環境を整えています。看護師や栄養士など多職種や異年齢のクラスの職員同士が連携して保育をすることにより、自然に子どもとの関係が深まり、保育士以外の大人との交流が図られています。

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

3歳以上の子どもの発達過程は、基本的な生活習慣の確立、判断力・認識力や自主性・自立性の高まり、滑らかで巧みな全身運動、自然や社会事象への興味関心となっています。子どもの自発的な遊びや興味、関心のある物事が保育や行事で展開され、個々の力を十分に発揮できる環境を整えています。3歳児は自己中心が特徴なので保育士が仲立ちしながら遊びます。4歳児は他人が見た自分を認識します。必要に応じて保育士が介入して活動や遊びを展開しています。5歳児は自分で考え、自分で心を切り替えることができるようになり、保育士は子どもの気持ちを良く聞いています。職員間で保育を反省し、年齢ごとの連携した働きかけができるよう情報共有や検証を行い、保育に取り組んでいます。保育室の環境は、各担当が工夫して設定しています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園内はすべてバリアフリーであり、建物・設備面で障害児を受け入れる環境を整えています。指導計画は個別に作成し、会議で全職員に周知を図っています。クラスの指導計画に合わせての計画にしており、周りの子どもと一緒に行事や遊びに参加できるよう、障害児がどのように関わられるか、取組や援助の方法、環境の整え方を工夫しています。インクルーシブ保育(障害のあるものもないものも共に保育する仕組み)を行い、共に成長できるようにしています。インクルーシブ保育については「発達相談支援コーディネーター便り」で保護者に情報を発信しています。配慮児の担任とはケースカンファレンスを定期的に行い、担任と一緒に保育を考えています。研修参加者は学びを深めて保育に生かしていますが、さらに学びたいと向上心の高い職員も多く、研修内容の周知を図っていく必要があると考えています。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- エ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
- キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

園での在園時間を考慮し、集団生活の中でも少人数で関わる保育をしています。個々の生活リズムや体力などを考慮し、0歳児では午前寝を行い、年長児では午睡をなくして就学への準備をするなど、各年齢に応じた配慮をしています。長時間保育は本年度から開始し、延長保育の補食を炊き込みご飯に変更しています。指導計画に長時間保育の位置づけを行い、在園時間を安全に過ごせるように工夫しています。子どもがゆったりと穏やかに過ごせるようマットなどを用意し、日ごろは用いない他のクラスの玩具や絵本を用意し、膝の上に子どもを乗せるなど家庭的な関わりをしています。子どもにとっては異年齢同士の関わりを経験できる良い機会になっています。引き継ぎ簿を用いて保育士間の引き継ぎを行い、保護者に今日の子どもの状況やトピックスなどを伝えています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画の中に幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を記載し、成長の見通しを持った計画を立てています。5歳児の年間指導計画では「子どもの育ちを支えるために、小学校との情報交換や意見交換の場に参加し、発達の連続性を図る」とし、4期(1~3月)の計画では、「就学への一人ひとりの想いを丁寧に受け止め、不安を取り除きながら園生活を楽しめるようにする」としています。近隣に小学校がなく交流が難しい状況となっていました。保育小連携担当者会議への参加を通して努力を重ねた結果、小学1年生との交流の機会を作ることができました。保育指導計画の反省では、「就学前検診を終え、小学校を見てきたことで就学への期待が高まっている」としています。また、小学校の教室に入り、ランドセルを背負い、机に向かい座ることを体験するなど入学後の生活に見通しを持てる機会を作っています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理マニュアル及び「健康管理年間計画」を立て、子どもの心身の健康を管理しています。健康管理年間計画は4期に分け、季節に応じた健康的な生活の過ごし方や自立に向けて関心や興味を持つ、という指導内容になっています。入園時には保護者に向けて園のしおりに基づき健康に対する園の取組を説明しています。入園時の個人面談では児童票や健康記録表等により子どもの健康状況を確認し、保護者からの要望を聞いています。子どもの体調不良やケガは詳しく保護者に説明し、翌日の登園時に体調やケガの状況を確認しています。看護師、保育士、栄養士が連携して虫歯予防や手洗い、生活リズムなどの健康教育を実施しています。SIDS(乳幼児突然死症候群)のチェックで呼吸や体位を確認し、安全を確保しています。保健日誌、全体会議、ミーティングの記録等で子どもの健康状態や配慮事項について職員間で共有しています。

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

- ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

保健行事である健康診断は園医の検診が0～1歳児は2ヶ月に1回、2～5歳児は年2回、歯科検診は全園児に向けて年1回実施されています。健康診断は「健康診断記録表」に、歯科検診は「歯科検診審査票」に記録し、職員へ周知しています。また、健康診断は「すこやか手帳」に「歯科検診は「歯科健康診査の結果」としてその日のうちに結果を保護者に報告しています。毎月の身体測定、及び年2回の胸囲・頭囲測定の結果は「すこやか手帳」に記載して保護者へ報告し、家庭での生活に活用してもらっています。園医から地域の感染症情報などをもらったり、電話で子どもの医療に関わる相談に応じてもらったりしています。歯科検診後の歯磨き指導を実施し、歯の健康について習慣化できるよう努めています。

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

アレルギー疾患及び慢性疾患のある子どもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」及び健康管理マニュアルにもとづき、医療機関(主治医)、療育センター、園医と連携し、川崎市入所児童健康管理委員会に審査を依頼しています。審査意見をもとに家庭と連携しながら専門的な知見から対応しています。食物アレルギー除去食については、献立表をもとに必要なに応じて保護者と面談し、栄養士と担任保育士が情報を共有して、食事の提供を行っています。慢性疾患や発達障害のある子どもについては行事や説明会等を活用し、保護者間で交流ができるよう支援しています。慢性疾患やアレルギー疾患等についての知識や技術の習得のため、全職員が研修を受け、自己研鑽をする必要があると考えています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- エ 食器の材質や形などに配慮している。
- オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

保育指導計画には年間を通して食育を位置づけており、保育士と栄養士が連携しながら食事について取り組んでいます。コメやトウモロコシ、野菜を栽培し、自然の恵みを知り、命と食のつながりを大切にすることを伝え、食材や食べ物とからだの関係に関心を持って食べられるようにしています。子どもが落ち着いて食事をとれるように子どもの発達に合わせた食具や強化陶器の食器の使用、椅子や机の食べやすい高さの調節、座位を保持するための工夫などを行っています。訪問日には子どもの個人差に応じて個別の量の調節やお代わりができるように、子どもの希望を聞きながら盛り付けていました。アレルギーなど個別の配慮食や離乳食については家庭と連携し、それぞれに合う内容で提供しており、個別相談も実施しています。

第三者評価結果

A16 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。

- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

日本人の食事摂取基準に基づき給与栄養量の目標値を設定したり、全園児の身長や体重から推定値を出して盛り付け量を決めるなど、子どもの発育状況を考慮した献立作成を行い、給食の提供をしています。また、事故防止のための食材の選択や調理の工夫を行っています。新型コロナウイルスの影響により栄養士、調理師が子どもと一緒に食事をとったり、クラスで配膳したりすることを中止しているため、子どもの食べる量や好き嫌いについては担任保育士からの情報や残食調査から把握しています。旬の食材や、ひな祭り、七夕などの行事食、世界の料理などを献立に取り入れ、子どもが食事に興味を持てるようにしています。厨房等の衛生管理については大量調理マニュアルに基づいて実施し、食の安全性に努めています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者との送迎時の会話や連絡帳を通じて、その日の子どもの様子や生活について情報共有しています。乳児クラスは連絡帳等を通して保護者の子育て上の困りごとや疑問を把握し、家庭支援に努めています。例えば、遊びたくて食事を摂らない場合や、兄弟げんかの仲裁などについて保育士、看護師、栄養士など職種間で協力し、保育園で行っている対処方法を伝えています。クラスだよりや写真の掲示で保育内容や保育の意図、子どもの姿を丁寧に知らせ、子どもの成長を保護者と共有できるようにしています。新型コロナウイルスの影響で十分な開催ではありませんが、保育参観、個人面談、懇談会、行事、イベント等、様々な機会を通して園で行っている保育の内容を伝えています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- オ 相談内容を適切に記録している。
- カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

コロナ禍の影響で従来のように、面談や懇談会が少ない中でも日々の会話、連絡帳、クラスだより、写真の掲示、アプリでの送信等で子どもの姿や保育の様子を伝え、保護者との信頼関係の構築に努めています。送迎時や懇談会では常に言葉かけを行い、話しやすい雰囲気づくりを心掛けています。相談の機会は日常的にあり、担任だけでなくフロアリーダー、発達相談支援コーディネーターが相談に乗り、職員間で情報を共有し、丁寧に対応しています。初めての子育ての保護者も多いため、不安にならないように気持ちを受け止め、子どもの発達期の特徴や対応の仕方など保護者の気持ちを安定させる取組をしています。相談を受けた保育士が適切に対応できるようクラスリーダー、フロアリーダー、発達相談支援コーディネーター、看護師、栄養士、園長などが様々な相談に対して助言に応じる体制があります。

第三者評価結果

A19 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。

c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

朝の受け入れ時に、表情や行動、また、連絡帳などから子どもの様子を観察しています。子どもの着替えやおむつ交換時には体の傷やあざ等にも注意しています。子どもの心身の状況把握と共に保護者の状況把握も行い、複数の保育士等で確認しています。保護者に気になる状況や疑われる言動がある時には、園長に報告し、園内でも個人情報保護に留意して情報共有しています。必要に応じて行政の児童家庭課など関係機関と連携をとりながら早期の対応に努めています。また、児童相談所や要保護児童対策地域協議会と連携して記録に残しています。日常的に保護者とのやり取りを丁寧なすることで困ったことや不安に思うことなどの相談に乗りやすい、話しやすい関係づくりに努め、ハイリスクにしない対応を心掛けています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
-----	--	----------

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。

- ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
- イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。

- カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

日々、保育の実践の振り返りを行い、職員間で話し合い、週案や月案に反映させ、保育の質の向上に努めています。写真や動画などドキュメンテーションを使って子どもの姿を共有し、保育の質を高める取組をしています。子どもの人権を尊重する保育について区の園長補佐連絡会でまとめた冊子(自己評価・チェックリスト付き)は、日々の子どもと向き合う中で、具体的な子どもへの接し方、大切にしたいことが集約されています。子ども一人ひとりに合った声のかけ方、見守り、待ち時間の使い方など、実際の保育で課題になる部分を取り上げています。これをもとに園では自分たちの保育について話し合い、理解を深め、各自が自己評価を行い、保育所全体の自己評価につなげています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323



